

平成28年度 動物実験実績

1 対象期間

平成28年4月1日 ~ 平成29年3月31日

2 飼養保管施設一覧

所在地	保養保管施設名
広島市南区宇品東一丁目1-71	広島キャンパス実験動物飼養保管施設
庄原市七塚町562	庄原キャンパス4号館7階動物飼育室
	庄原キャンパス5号館5階動物飼育室
	庄原キャンパスフィールド科学教育研究センター動物飼育室
三原市学園町1番1号	三原キャンパス動物舎

2 動物実験計画書承認状況

申請件数	審査結果					申請者による申請取下	終了件数
	承認	条件付承認	変更の勧告	不承認	審査対象外		
32	32	0	0	0	0	0	32

3 使用実験動物数（匹）

マウス	ラット	シアンハムスター	ウシガエル
879	191	176	12

4 平成29年3月31日における動物種別飼養数

マウス	ラット	シアンハムスター	ウシガエル
84	10	122	0

5 動物実験施設利用者数

施設名	延べ利用者数
広島キャンパス実験動物飼養保管施設	27
庄原キャンパス4号館7階動物飼育室	994
庄原キャンパス5号館5階動物飼育室	464
庄原キャンパスフィールド科学教育研究センター動物飼育室	2,915
三原キャンパス動物舎	1,058

6 成果

研究論文	著書	学会等発表	博士論文	修士論文	卒業論文	学生実験
9	0	17	0	4	18	5

7 教育訓練実施状況

実施日	キャンパス	受講者数	教育内容
H28. 4. 11	三原 C	61	生理学実習開始に際してのガイダンスの一環として実施。
H28. 4. 13	広島 C	5	適正な動物実験，動物実験で求められるもの，動物実験における倫理についての動物実験講習会を実施。 (外部講師による遠隔講義)
	庄原 C	83	
	三原 C	9	
H28. 5. 25	三原 C	3	実験動物の定義，動物実験に関する 3 R の法則，動物実験に関わる法整備，研究機関における動物実験の実施，実験計画書の作成，本学における動物実験に関する規程，卒業研究で動物を使用する場合の注意点。
H28. 5. 25	三原 C	3	日本動物実験協会により公開されている教育訓練用教材ビデオの視聴。実験動物の倫理的な取り扱いと関連法規，入退室の手続き等の施設を利用する上での注意点。
H28. 5. 26	三原 C	2	平成 25 年度動物実験に係る適正運用のための教育訓練で使用された資料を用いて実施。
H28. 6. 2	三原 C	2	平成 25 年度動物実験に係る適正運用のための教育訓練で使用された資料を用いて実施。
H28. 7. 1	三原 C	3	日本動物実験協会により公開されている教育訓練用教材ビデオの視聴。実験動物の倫理的な取り扱いと関連法規，入退室の手続き等の施設を利用する上での注意点。
H29. 1. 26	三原 C	1	平成 25 年度動物実験に係る適正運用のための教育訓練で使用された資料を用いて実施。
計 8 回		計 172 名	

8 動物実験委員会委員名簿

区分	部局名	職名	氏名	専門分野	要領区分	基本指針区分
委員長 (広島キャンパス)	人間文化学部	教授	栢下淳	臨床栄養学	(1)	A
委員	人間文化学部	教授	北台靖彦	病理解剖学	(2)	B
委員	人間文化学部	教授	福場良之	運動生理学	(3)	C
委員	人間文化学部	助教	岡田玄也	臨床栄養学	(3)	C
委員	生命環境学部	教授	小西博昭	実験動物学	(1)	A
委員	事務局	次長	池田肇		(4)	C
委員長 (庄原キャンパス)	生命環境学部	教授	稲垣匡子	免疫学	(1)	A
委員	生命環境学部	教授	荻田信二郎	応用分子細胞生物学	(3)	C
委員	生命環境学部	教授	斉藤靖和	生体機能学	(2)	B
委員	生命環境学部	教授	田井章博	栄養化学	(1)	A
委員	生命環境学部	准教授	阿部靖之	細胞工学	(1)	A
委員	生命環境学部	准教授	山下泰尚	内分泌生理学	(2)	B
委員	生命環境学部	准教授	大草輝政	哲学	(3)	C
委員	事務局	部長	松原高己		(4)	C
委員長 (三原キャンパス)	保健福祉学部	教授	古屋泉	動物心理学	(2)	B
委員	保健福祉学部	教授	津森登志子	解剖学	(2)	A
委員	保健福祉学部	教授	森大志	脳神経科学	(1)	A
委員	保健福祉学部	助教	武本秀徳	理学療法学	(2)	B
委員	保健福祉学部	准教授	勝見吉彰	臨床心理学	(3)	C
委員	事務局	部長	仁田充俊		(4)	C

県立広島大学動物実験委員会要領 区分

第6条第2項 キャンパス委員会は、次に掲げる委員（以下「キャンパス委員」という。）をもって組織し、学長が任命又は委嘱する。

- (1) 動物実験等に関して識見を有する者
- (2) 実験動物に関して識見を有する者（実験動物管理者）
- (3) その他学識経験を有する者
- (4) その他学長が必要と認めた者

文科省基本指針 区分

- A: 動物実験等に関して優れた識見を有する者
 B: 実験動物に関して優れた識見を有する者
 C: その他学識経験を有する者